

茨城県障害相談支援事業所マネジメント協会会則

(名称)

第1条 この会は、茨城県障害相談支援事業所マネジメント協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、事務所を一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会に置く。

(目的)

第3条 この協会は、茨城県内の障害相談支援事業所の相互連携を強化するとともに、相談支援事業に係る研修、相談支援技術の共有、情報の提供等を行うことにより、県内各地域における相談支援体制の確立と相談支援サービスの質の向上を図り、もって障害者の生活の安定を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内の障害福祉サービス事業所に係る施設の状況、サービス内容等の調査
- (2) 相談支援事業に係る各種相談、情報提供等の支援
- (3) 相談支援専門員等の研修
- (4) 県及び市町村の設置する障害者自立支援協議会との連携協力
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この協会は次の会員により構成する。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した茨城県内に本拠地を有し相談支援事業を行う団体
- (2) 準会員 この協会の目的に賛同して入会した茨城県内に本拠地を有し相談支援事業等を行う個人

(入会)

第6条 正会員または準会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会で別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員

を除名することができる。

- (1) この協会の会則に違反したとき
 - (2) この協会の名誉を棄損し、または協会の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- (総会)

第9条 この協会に総会を置き、正会員である団体の代表者または管理者をもって構成する。

(総会の権限)

第10条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会則の変更
- (3) 事業の報告及び決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) その他理事会で決定した事項

(総会の開催)

第11条 この協会は、毎年1回総会を開催するものとし、会長がこれを招集する。

(総会の議事)

第12条 総会の議長は、会長がこれにあたり、会長に事故あるときは、副会長がこれを代理する。

- 2 総会は正会員の2分の1以上が出席しなければ開催できない。
- 3 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。
- 4 前2項の場合において、正会員は総会に出席することができないときは、他の正会員に表決を委任することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、会員の除名に関する決議については、正会員の過半数をもって行う。

(役員)

第13条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は総会で選任し、会長及び副会長は理事会で選定する。

2 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

(理事及び監事の職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指定するものがその職務を行う。

3 理事は、会務の執行を行う。

4 監事は、この協会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない、ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うことができる。

(報酬)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、理事会で別に定める基準により、日当を支給することができる。

(顧問)

第18条 この協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じ、理事会等に出席し意見を述べるすることができる。

(理事会)

第19条 この協会に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 諸規定の制定及び改廃

(2) 事業計画及び予算の承認並びに決算の報告

(3) 会長及び副会長の選定並びに解職

(4) 会員の入会の承認

(5) その他会長が必要と認める事項

(理事会の開催)

第21条 理事会は、毎年2回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

(理事会の議事)

第22条 理事会の議長は会長がこれにあたり、会長に事故あるときは副会長がこれを代理する。

2 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

3 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって行う。

4 前2項の場合において、あらかじめ書面をもって、理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席したものとみなす。

(会計年度)

第23条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第24条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置し、一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会に置く。

(雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、その運営に必要な事項は、理事会で別に定める。

付則

1 この会則は、令和元年6月29日から施行する。

2 この協会の設立時に既に入会申し込みをしている団体については、第6条の規定により理事会の承認を得たものとみなす。